

# 計画の進行管理及び検証

- 毎年度、事業の執行状況を把握し、施策の検証を行います。
- 事業の執行状況については、大分県消費生活審議会に報告するとともに、県のホームページで公表します。

基本目標	主要な施策	指標	目標値		
			単位	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
【基本目標Ⅰ】 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	消費者の安全・安心の確保	食品衛生監視指導計画に基づく監視・検査件数の割合	%	106	100以上
		消費生活用製品安全法に基づく立入調査件数	件/年	46	60
		液化石油ガス販売事業者への立入検査	件/年	5	60
		ユニバーサルデザイン出前講座受講者数(延べ)	人	25,523	46,500
		バリアフリーマップ登録施設数	施設	2,905	3,250
		あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,036	1,685
	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	店頭における食品表示調査件数	件	25,868	29,000
		ガソリン価格の店頭表示率	%	42.6	65.0
	消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	新聞掲載回数(消費者被害に関する情報発信等)及びメールマガジン等の発信回数	回/年	40	40以上
		啓発講座の参加者人数(県+市町村)	人/年	15,271	15,500
消費生活相談体制の充実に向けた強化	県内の消費生活相談窓口におけるあっせん解決率※	%	93.6	95.4	
【基本目標Ⅱ】 市町村や消費者団体等との連携・協働	市町村への支援・連携	消費生活センターを設置する市町村の割合	%	61.1	83.3
		県内の消費生活相談における市町村分担率	%	57.8	65.0
	消費者団体等との連携・協働	消費者団体訴訟制度における特定適格消費者団体数	団体	0	1
【基本目標Ⅲ】 経済社会の発展への対応	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	ごみ総排出量	t/日	415,962 (H25年度)	385,142 (H30年度)
		一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25年度)	22.4 (H30年度)
【基本目標Ⅳ】 消費者教育の推進	ライフステージに応じた消費者教育の推進	消費生活出前講座実施回数(県+市町村)	回/年	313	320
		巣立ち教育出前講座実施回数	回/年	18	20
	消費生活と関連する教育との連携による推進	ネットトラブル出前授業実施回数	件/年	150	210
		環境教育参加者数(累計)	人	63,082	105,000

※あっせん解決率=あっせん解決件数/あっせん件数

## 第3次大分県消費者基本計画

# おおいた消費者ホットプラン2015

〔概要版〕

### 計画の策定にあたって

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や高度情報通信社会の進展や消費生活におけるグローバル化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルや消費者被害の内容も複雑多様化・深刻化しています。

このような状況の下、平成27年3月、国は消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策をさらに推進していくため、第3期「消費者基本計画」を定めました。

また、平成25年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、消費者教育の推進の意義や基本的な方向、推進の内容などを定めました。

消費者被害の未然・拡大防止には、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危険を回避したり、実際に被害にあった場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが重要です。

そして、消費者一人ひとりが「消費生活に関する問題は自分だけでなく社会の問題」と理解し、自らの消費行動が社会に与える影響を自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加することが求められています。

本県では、平成18年に「21世紀型消費者の安全・安心なくらしの実現」を総合目標とする第1次計画を策定し、平成23年には「消費者が主役となる社会の実現」を総合目標とする第2次計画を策定しました。

「第3次大分県消費者基本計画」は、この第2次計画の成果や課題を踏まえ、消費者を取り巻く社会情勢の変化や国の動向等に対応するとともに、大分県の消費者教育推進計画としての役割を担うものとして策定しました。

### 計画の基本的な考え方

#### 1. 基本的な方向性(めざすべき姿)

消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できる

消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営める

2. 総合目標  
「安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現」

消費者が、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画できる

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、さまざまな場で消費者教育を受けることができる

#### 3. 基本目標

I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

II 市町村や消費者団体等との連携・協働

III 経済社会の発展への対応

IV 消費者教育の推進

お問い合わせ

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分市東春日町1-1 大分県消費生活・男女共同参画プラザ内

TEL:097-534-2038 FAX:097-534-0684

Eメール oita-shouhi@pref.oita.lg.jp http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/

大分県

# 第3次大分県消費者基本計画の体系

総合目標 「安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現」

## 【基本目標 I】

消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

### 【主要な施策】

#### 1 消費者の安全・安心の確保

- 施策の方向
- (1) 食品の安全性の確保
  - (2) 信頼確保による「食の安心」の醸成
  - (3) 商品・サービスの安全性の確保
  - (4) 住宅の安全性の確保
  - (5) ユニバーサルデザインの普及

#### 2 生活関連商品の安定供給

- 施策の方向
- (1) 生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組
  - (2) 生活関連商品の価格・需給動向の監視
  - (3) 災害時等における生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組
  - (4) 災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視

#### 3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- 施策の方向
- (1) 表示、規格、計量の適正化
  - (2) 消費者取引の適正化
  - (3) 消費者の個人情報の保護

#### 4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進

- 施策の方向
- (1) 多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進
  - (2) 迅速かつ効果的な情報提供等
  - (3) 消費者の特性に配慮した情報提供

#### 5 高齢者・若者等への支援

- 施策の方向
- (1) 高齢者・若者の被害防止に向けた取組強化
  - (2) 高齢者等の消費トラブル防止に向けた見守り体制の充実

#### 6 事業者指導の強化

- 施策の方向
- (1) 悪質事業者の監視及び消費者被害に係る犯罪の取締りの強化
  - (2) 消費者被害についての情報収集及び分析

#### 7 消費者意見の反映

- 施策の方向
- (1) 消費者が意見表明できる環境づくり

#### 8 消費生活相談体制の充実に向けた強化

- 施策の方向
- (1) 消費生活相談体制の強化
  - (2) トラブルの早期解決に向けた支援
  - (3) 他機関等における消費生活相談体制の充実
  - (4) 商品事故に関する原因究明テスト機関との連携

#### 9 紛争の適切かつ迅速な解決

- 施策の方向
- (1) 消費者苦情処理委員会の活用
  - (2) 他の裁判外紛争解決機関の活用

## 【基本目標 II】

市町村や消費者団体等との連携・協働

### 【主要な施策】

#### 1 市町村への支援・連携

- 施策の方向
- (1) 市町村の消費者行政推進に向けた支援
  - (2) 市町村相談体制の充実に向けた支援
  - (3) 条例及び基本計画の策定促進

#### 2 消費者団体等との連携・協働

- 施策の方向
- (1) 消費者団体の自主的活動に対する支援
  - (2) 消費者団体等との交流や連携の促進
  - (3) 消費者団体訴訟制度の活用促進

#### 3 事業者団体等との連携

- 施策の方向
- (1) 公益通報者保護法の周知・啓発
  - (2) 事業者団体等の自主的な取組への支援

#### 4 関係機関等との連携

- 施策の方向
- (1) 国、国民生活センター等関係機関との連携・協力
  - (2) 大分県消費者行政連絡協議会等の充実・強化

## 【基本目標 III】

経済社会の発展への対応

### 【主要な施策】

#### 1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進

- 施策の方向
- (1) 省資源・省エネルギーの推進
  - (2) 3Rの推進(ごみの減量化、再使用、再生利用)
  - (3) 環境保全型農業の推進

#### 2 高度情報通信社会の進展への的確な対応

- 施策の方向
- (1) ITリテラシー(情報活用能力)の向上
  - (2) ネットトラブルの未然防止

#### 3 国際化の進展への対応

- 施策の方向
- (1) 輸入食品の安全確保
  - (2) 個人輸入代行に係る消費者トラブルの未然防止
  - (3) 在住外国人の消費者トラブルへの対応

## 【基本目標 IV】

消費者教育の推進

### 【主要な施策】

#### 1 ライフステージに応じた消費者教育の推進

- 施策の方向
- (1) 幼児期における消費者教育の取組
  - (2) 小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組
  - (3) 成人期における消費者教育の取組

#### 2 消費者教育推進のための人材育成

- 施策の方向
- (1) 消費者教育、啓発を担う人材の育成

#### 3 消費生活と関連する教育との連携による推進

- 施策の方向
- (1) 家庭・地域・学校等との連携推進
  - (2) 環境教育との連携推進
  - (3) 食育との連携推進
  - (4) 金融経済教育との連携推進